

## 主文

- 1 本件控訴に基づき原判決を次のとおり変更する。  
被控訴人は、控訴人に対し、80万1854円及びうち79万8432円に対する平成19年11月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴の趣旨  
主文同旨
- 2 附帯控訴の趣旨
  - (1) 原判決中被控訴人敗訴部分を取り消す。
  - (2) 前項の部分に係る控訴人の請求を棄却する。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人に対して携帯オーディオプレーヤー等を販売していたシーブランド株式会社（以下「破産会社」という。）の破産管財人である控訴人が、携帯オーディオプレーヤー等の売買代金から返品商品代金額を差し引いた額を和解金とする旨の和解契約に基づく和解金の支払を被控訴人に対して求めたところ、被控訴人が、上記和解契約で返品することとされた数量を超える商品を破産会社の転売先に誤発送し、それらの商品が転売されてしまったことから、控訴人と被控訴人との間で当該誤発送商品についても返品として取り扱う旨の黙示的合意が成立し、仮にこれが成立しなかったとしても、控訴人が返品された商品の数量等を点検しなかったことなどが不法行為に当たるとして、当該誤発送商品分の代金債権又はこれに相当する額の損害賠償請求権を自働債権とする相殺を主張して争っている事案である。

原審が、被控訴人主張の黙示的合意の成立を認めた上で、被控訴人にも自ら商品を誤発送したという落ち度があることから、信義則上、控訴人に対して請求し得る誤発送商品代金額は本来の額の4分の3であるとして、被控訴人の相殺の抗弁を一部容れ、控訴人の本件請求を一部認容する旨の判決をしたことから、これを不服として控訴人が控訴し、被控訴人が附帯控訴した。なお、控訴人は、原審段階で被控訴人から受けた一部弁済の充当関係に一部誤りがあったとして、当審において、主文第1項のとおり請求を減縮した。

- 2 前提事実（証拠を記載していない事実は当事者間に争いが無い。）

#### (1) 当事者等

破産会社は、平成19年4月25日午前10時に東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け（同裁判所平成19年（フ）第7787号）、控訴人がその破産管財人に選任された。被控訴人は、電気機械器具等の販売等を目的とする株式会社である。

#### (2) 売買基本契約等

破産会社は、平成17年10月21日、被控訴人との間で、携帯オーディオプレーヤー及びコンパクトスピーカーを継続的に売買する旨の売買基本契約を締結した。同契約書（甲1）第11条7号では、破産会社と被控訴人との間で合意があった場合、被控訴人は破産会社から購入した商品を返品することができるものとされ、同契約に関する覚書（甲2）第1条では、破産会社において、被控訴人がその純仕入金額の3パーセントに相当する商品を返品することに同意することとされている。

破産会社は、被控訴人に対し、上記売買基本契約に基づき、携帯オーディオプレーヤー及びコンパクトスピーカーを継続的に販売しており、平成19年5月2日時点における残代金は合計160万7936円であった。(甲3)

(3) 和解契約の締結

控訴人は、平成19年6月22日、被控訴人との間で、被控訴人が控訴人に対し、覚書(甲2)第1条所定の純仕入額の3パーセントに相当する携帯オーディオプレーヤー91点及びコンパクトスピーカー3点を返品し(以下「返品商品」という。)、残代金160万7936円と返品商品代金56万7016円を対当額で相殺した後の残額104万0920円を支払う旨の和解契約(以下「本件和解契約」という。)を締結した。(甲3~5)

(4) 商品の誤発送

被控訴人は、返品商品を控訴人の転売先であるハーマンズ株式会社(以下「ハーマンズ」という。)に対して直接発送するよう控訴人から依頼されたため、ハーマンズに返品商品を発送したが、その際、返品商品に加えて携帯オーディオプレーヤー110点及びコンパクトスピーカー83点も誤って発送した。

(5) 被控訴人による弁済

被控訴人は、平成19年11月15日、控訴人に対し、本件和解契約に基づく和解金104万0920円から被控訴人がハーマンズに誤って発送した携帯オーディオプレーヤー110点及びコンパクトスピーカー83点の代金合計額である79万8432円を差し引いた24万2488円が本件和解契約に基づく和解金残額であるとして、これを支払った。

(6) 商品の一部返還等

一方、被控訴人からハーマンズに誤って発送された商品のうち、コンパクトスピーカー83点については平成19年11月20日に被控訴人に返還されたが、携帯オーディオプレーヤー110点についてはハーマンズから第三者に転売されてしまった(以下、誤って発送された携帯オーディオプレーヤー110点を「誤発送商品」という。)

3 本件における争点とこれに関する当事者の主張の概要は次のとおりである。

(1) 黙示的返品合意の成否

【被控訴人の主張】

ハーマンズは、被控訴人から受け取った誤発送商品を第三者に転売しており、一方、控訴人も、何ら異議を述べることなくハーマンズから誤発送商品の代金を受け取っていることからすると、控訴人はハーマンズに対し、返品商品のみならず誤発送商品についても売り渡したといふべきである。そうすると、控訴人と被控訴人との間では、誤発送商品も返品するものと取り扱う旨の黙示的返品合意が成立したものと認めるのが相当である。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、誤発送商品に製品単価を乗じた68万0240円(6184円×110点)の代金債権を有するから、これを自働債権として控訴人の和解金債権と対当額で相殺する。

【控訴人の主張】

控訴人は、誤発送商品の存在を認識していなかったのであるから、被控訴人主張の黙示的返品合意は成立していない。

(2) 不法行為の成否

【被控訴人の主張】

仮に黙示的返品合意が成立しないとすると、控訴人は、自らの都合により被控訴人に対してハーマンズに返品商品を送るよう指示した以上、ハーマンズに対して返品商品の数量を確認して受け取るよう連絡したり、発送された商品数を自ら確認したりする義務を負っていたにもかかわらず、これらの義務を怠り、誤発送商品の所有者ではないのに所有者であるかのように装い、これをハーマンズに売却してその代金を受け取ったのであるから、こうした控訴人の行為は不法行為を構成する。

控訴人の不法行為による被控訴人の損害額は、前記(1)【被控訴人の主張】と同様に、誤発送商品の製品単価合計68万0240円であるから、被控訴人は、この損害賠償請求権を自働債

権として、控訴人の和解金債権と対当額で相殺する。

**【控訴人の主張】**

控訴人は、被控訴人が返品商品以上の商品を発送してくるとは予想できなかったことから、ハーマンズに対して返品商品の確認をするよう伝える義務はない。控訴人は何ら関知しておらず、そのことについて特段の過失もないから、控訴人に不法行為は成立しない。

仮に不法行為が成立するとしても、誤発送商品の市場単価は500円であるから、被控訴人の損害は5万5000円（500円×110点）にすぎない。

**第3 争点に対する判断**

**1 黙示的返品合意の成否（争点(1)）**

被控訴人は、控訴人が誤発送商品についてもハーマンズに対して商品として売買している以上、控訴人と被控訴人との間で誤発送商品を返品対象として取り扱う旨の黙示的合意が成立したと主張する。

しかし、控訴人においては、電気機械器具等の販売等を目的とし、日常的に通信販売業を行っている（弁論の全趣旨）株式会社である被控訴人がハーマンズに対して本件和解契約に基づく返品商品以外の商品を発送することを予測していたとは考えられず、誤発送商品の存在を認識した上で、ハーマンズから誤発送商品の代金を受け取ったと認めるに足りる証拠もないのであって、控訴人が被控訴人から誤発送商品を返品として受け取る意思を有していたと認めることはできないから、被控訴人がハーマンズに対して誤発送商品を発送し、控訴人がハーマンズからその代金を受け取ったとしても、誤発送商品について本件和解契約に基づく返品対象として取り扱う旨の黙示的合意の成立を肯認することはできない。

**2 不法行為の成否（争点(2)）**

被控訴人は、控訴人がハーマンズに対して返品商品の数量を確認するよう連絡する義務やハーマンズに発送された商品数を確認する義務を怠った結果、ハーマンズから誤発送商品の売却代金を受け取っており、被控訴人につき過失による不法行為が成立すると主張する。

しかし、破産管財人である控訴人において、日常的に通信販売業を行っている被控訴人が本件和解契約に基づいて控訴人から指示された転売先であるハーマンズに返品商品を発送する際に、被控訴人が返品商品のみならず過誤により誤発送商品まで発送することを予測するのは困難であったと認めるのが相当であって、被控訴人の過誤を前提として控訴人において被控訴人主張の措置を講ずべき法的義務を負うと解することはできないから、控訴人がハーマンズから誤発送商品の対価として得た金員につき不当利得が問題となることは格別、控訴人の不法行為責任を肯認することはできない。

**3 結論**

以上の次第で、被控訴人の当審における減縮後の本件請求には全部理由があるところ、これと一部異なる原判決は相当でないから、本件控訴に基づき、原判決を主文第1項のとおり変更するとともに、本件附帯控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 豊澤佳弘 裁判官 齊藤充洋 裁判官 柴田啓介）